

新たな地域コミュニティ支援事業概要（中間支援組織の活用）

◆事業目的

大阪市における新たな市政改革では、「成長は広域行政、安心は基礎自治行政」という考え方を基本に役割分担を明確にしたうえで、大阪にふさわしい自治の仕組みづくりを見据え、基礎自治行政について、「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」を徹底的に追及した新しい住民自治の実現をめざしている。

現在の地域社会はさまざまな課題を抱えており、社会全体で対処すべき「公共」の分野は大きく広がっている。本市では、拡大し続ける「公共」の分野について、これまでのように行政が中心となって担うのではなく、地域の課題や資源など地域の実情を最もよく知っている住民等が中心となって担うことにより、住民等と協働し、多様な主体の協働による取組を継承・発展させ、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを推進することとしている。

この活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体がそれぞれ特性を發揮しながら連携を深め、地域社会の将来像を共有し、校区等地域（おおむね小学校区を単位とした地域をいう。）におけるさまざまな課題に取り組みされるよう促進する必要がある。そして、より幅広い住民が参画できるよう、「開かれた組織運営」と「会計の透明性」が確保された、市民による自律的な地域運営の仕組みである「地域活動協議会」を積極的に支援するとともに、「法人格の取得」など社会的信用を高める取組みを支援することが必要となる。

このような支援を行うためには、民間事業者の柔軟な立場から、地域の各種団体の人材育成や資金確保を支援し、様々な団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しの役割を担う中間支援組織の役割が重要である。

中間支援組織を活用して、市民による自律的な地域運営にかかる積極的支援を行うことにより、新たな市政改革プランにおける大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを実現することを本業務委託の目的とする。

◆実施体制

上記目的を達成するため、区役所が提供するスペース内に事務所を設置（以下「旭区まちづくりセンター」という。）し、「地域まちづくり支援員」等を常駐させる。旭区まちづくりセンターには、「アドバイザー（支援員の総括及び業務責任者）」及び「地域まちづくり支援員（ファシリテート及びコーディネートの手法、会計事務、ホームページ等による情報発信並びに会議等運営の知識及びノウハウを有した者を3名以上）」を配置し、地域実情に応じて地域等に出向き、市民による自律的な地域運営が円滑に行われるよう支援を行う。

◆具体的な業務内容

市民による自律的な地域運営にかかる積極的支援

ア 地域活動協議会の事務局機能充実に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた指導及び助言

(ア) 会計事務支援

(イ) 事業実施支援

(ウ) 会議の開催支援

(エ) 地域の情報発信に係る指導及び助言等の支援

(オ) その他、団体組織運営において必要な事柄の支援

(カ) 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの指導及び助言等の支援

(キ) 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための指導及び助言等の支援

(ク) NPO等法人化に向けた情報提供や申請手続きの指導及び助言等の支援

(ケ) 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進

イ 多様な地域活動の連携及び協働に向けたネットワークの形成促進

(ア) 地域活動協議会への参画促進及び地域活動主体間のネットワーク形成を促進するための会議等の企画及び運営

(イ) 市民による自律的な地域運営及び地域活動の活性化を支援し、地域活動を持続可能なものとするための市民協働スペースの設置及び運営

◆委託期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日まで